規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十二月二十八日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―八―七四

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第一条中「同法」を「給与法」に改め、「受けた者」の下に「（以下「各庁の長」という。）」を加える。

第二条第五号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、「による試験」の下に「（規則八―一八第三条第一項に規定する経験者採用試験（以下「経験者採用試験」という。）を除く。）」を加え、同条第十号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第九号中「国税専門官採用試験」を「平成二十四年二月一日前に告知された国税専門官採用試験」に、「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第八号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第七号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第六号中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第五号の次に次の七号を加える。

六　総合職（院卒）　国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）をいう。

七　総合職（大卒）　国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）をいう。

八　一般職（大卒）　国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）をいう。

九　一般職（高卒）　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）及び国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））をいう。

十　専門職（大卒一群）　次に掲げる採用試験（平成二十四年二月一日以後に告知された試験に限る。次号及び第十二号において同じ。）をいう。

イ　国税専門官採用試験

ロ　労働基準監督官採用試験

十一　専門職（大卒二群）　次に掲げる採用試験をいう。

イ　皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）

ロ　法務省専門職員（人間科学）採用試験

ハ　外務省専門職員採用試験

ニ　財務専門官採用試験

ホ　食品衛生監視員採用試験

ヘ　航空管制官採用試験

十二　専門職（高卒）　次に掲げる採用試験をいう。

イ　皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）

ロ　刑務官採用試験

ハ　入国警備官採用試験

ニ　税務職員採用試験

ホ　航空保安大学校学生採用試験

ヘ　海上保安大学校学生採用試験

ト　海上保安学校学生採用試験

チ　気象大学校学生採用試験

第十一条第一項中「級は」の下に「、この条の定めるところにより」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

第十一条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4　新たに職員となつた者のうち、前二項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては人事院の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

第十二条第一項第二号中「受ける職員」の下に「（第二号に掲げる職員を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号中「次号」を「前二号及び次号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　前条第二項の規定により職務の級を決定された職員　その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

二　前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。）　各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸

第十二条第二項中「職員」の下に「（前項第二号に掲げる職員を除く。）」を加え、「前項」を「同項」に改める。

第十三条第一項中「適用する」を「適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者には適用しない」に改め、同条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に改め、同条第三項中「正規の試験」を「採用試験」に、「Ⅰ種」又は「A種」を「総合職（院卒）」、「総合職（大卒）」又は「専門職（大卒一群）」に改める。

第十四条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に、「Ⅰ種」、「Ⅱ種」及び「A種」を「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」及び「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」に、「B種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」を「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」に改める。

第十五条第一項中「又はその委任を受けた者」を削り、同項第一号中「正規の試験」を「採用試験」に、「Ⅰ種」、「Ⅱ種」及び「A種」を「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」に、「B種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」を「一般職（高卒）」に改める。

第十五条の二第一項中「第十一条第二項、第十二条第二項及び」を「第十一条第四項、第十二条第一項第二号及び第二項並びに」に改める。

第十六条中「含み、当該適用される試験欄の区分が「Ⅱ種」の区分である場合は「B種」の区分は含まないものとする」を「含む」に改める。